

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【公開番号】特開2018-15469(P2018-15469A)

【公開日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-004

【出願番号】特願2016-150748(P2016-150748)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/42 (2006.01)

A 6 1 F 13/532 (2006.01)

A 6 1 F 13/53 (2006.01)

A 6 1 F 13/534 (2006.01)

A 6 1 F 13/535 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/42 B

A 6 1 F 13/532 2 0 0

A 6 1 F 13/53 1 0 0

A 6 1 F 13/534 2 0 0

A 6 1 F 13/535 2 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月16日(2018.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前後方向と、

前記前後方向と直交する幅方向と、

吸收材料を含む吸收コア及び前記吸收コアを覆うコアラップを有する吸收体と、

前記吸收体の非肌対向面側に位置するインジケータと、を備える吸收性物品であって、

前記吸收コアは、高目付部と、前記高目付部よりも低い目付の吸收材料を有する低目付部と、を有しており、

前記高目付部は、前記前後方向及び前記幅方向の一方である第1方向に延び、

前記インジケータは、前記第1方向と直交する第2方向において前記高目付部に隣接する前記低目付部の非肌対向面側に設けられている、吸收性物品。

【請求項2】

前記インジケータと前記低目付部は、前記第2方向において前記高目付部の間に設けられている、請求項1に記載の吸收性物品。

【請求項3】

前記第1方向は、前記前後方向であり、

前記第2方向は、前記幅方向である、請求項1又は請求項2に記載の吸收性物品。

【請求項4】

前記高目付部は、前記吸收コアの前記前後方向の全域に亘って連続して設けられており、

前記前後方向において、前記インジケータの外端縁は、前記高目付部の外端縁よりも内側に位置する、請求項3に記載の吸收性物品。

【請求項 5】

前記高目付部は、前記吸収コアの外側縁よりも前記幅方向の内側に位置する、請求項3又は請求項4に記載の吸収性物品。

【請求項 6】

前記吸収体は、

前記前後方向に延びる一対の第1折り線の間に位置し、前記吸収体の前記幅方向の中央を含む第1領域と、

—前記第1折り線より幅方向内側に位置する第2折り線と前記第1折り線との間に位置し、前記第1領域の肌対向面側にそれぞれ配置される一対の第2領域と、

—前記第2折り線よりも前記幅方向の外側に位置し、前記第2領域の肌対向面側にそれぞれ配置される一対の第3領域と、を有し、

前記高目付部は、前記第1領域、前記第2領域及び前記第3領域が重なった重畠部によって構成され、

前記低目付部は、前記重畠部以外の部分によって構成される、請求項1から請求項5のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項 7】

前記コアラップは、セルロース纖維を含むティッシュによって構成されており、

前記重畠部において、前記第1領域の肌対向面側のコアラップと前記第2領域の非肌対向面側のコアラップとは、当接している、請求項6に記載の吸収性物品。

【請求項 8】

前記吸収体は、吸収材料としてのパルプを有し、

前記第2領域のパルプの目付は、前記第1領域のパルプの目付及び前記第3領域のパルプの目付よりも低く、

前記重畠部において、前記第2領域のコアラップ同士が当接し、かつ前記第2領域の肌対向面側のコアラップと前記第3領域の非肌対向面側のコアラップとが当接している、請求項7に記載の吸収性物品。

【請求項 9】

前記重畠部において、前記第2領域の肌対向面と前記第3領域の非肌対向面とは、接合されていない、請求項6から請求項8のいずれかに記載の吸収性物品。